

新潟食料農業大学学則

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、生命、環境、社会を科学する力と、食と農に関する広い知識と技術を総合的に身につけ、課題の解決に前向きに取り組む人材を育成するとともに、実社会に直結する研究開発を通じて地域と国際社会の発展に貢献することを目的とする。

(名称)

第2条 本学は新潟食料農業大学と称する。

(所在地)

第3条 本学は新潟市北区島見町940番地（新潟キャンパス）を本部とし、胎内市平根台2416番地（胎内キャンパス）も置く。

(自己点検・評価)

第4条 本学は教育研究の向上を図り第1条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

- 2 前項の点検及び評価の結果については本学の職員以外の者による検証を行う。
- 3 前2項の点検及び評価並びに検証に関する事項は、別に定める。

(情報の積極的な提供)

第5条 本学は教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知できる方法により、積極的に外部に対して情報を提供する。

第2節 組織

(学部)

第6条 本学に次の学部を置く。

食料産業学部

- 2 前項の学部置く学科及びその収容定員は次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
食料産業学部	食料産業学科	180人	720人

- 3 学部及び学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別表1のとおりとする。

(大学院)

第6条の2 本学に大学院を置く。

2 大学院に関する規則は、別に定める。

(研究機構等)

第6条の3 本学に専門学術研究の振興を目的とし、研究機構等を置くことができる。

2 研究機構等に関する規程は、別に定める。

第3節 職員組織

(職員)

第7条 本学に、学長、副学長、研究科長、学部長、図書館長、専攻長、学科長、領域長、コース長、研究機構長、研究所長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員を置く。

2 本学に、名誉教授、客員教授、非常勤講師、技術職員、その他必要な職員を置くことができる。

3 学長は、本学の校務についての最終決定権を有する。

4 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

5 職員組織に関する事項は、別に定める。

(事務局)

第8条 本学に、事務局を置く。

2 事務局に関する規程は、別に定める。

第4節 総務会及び教授会

(総務会)

第9条 本学に、総務会を置く。

2 総務会は、全学的な重要事項についての審議機関であり、学長、副学長、学部長、学科長、コース長、事務局長及び法人を代表する職員をもって組織する。ただし、必要があるときは、その他の教職員を加えることができる。

3 総務会は、次に掲げる全学的な重要事項について審議する。

- (1) 教育研究環境の整備に関すること
- (2) 学則その他重要な規程の制定・改廃に関すること
- (3) 教育職員人事に関すること
- (4) 学生の定員に関すること
- (5) 学生の生活、身分に関する重要な事項について
- (6) 理事会が諮問する事項について
- (7) 学長が諮問する事項について
- (8) 教育研究に関する全学的な重要事項について
- (9) その他大学運営に関する重要な事項について

4 その他必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第10条 本学に、教授会を置く。

2 教授会は、専任の教授をもって構成する。ただし、必要があるときは、その他の教員を加えることができる。

3 教授会は、学長が次に掲げる重要事項について決定を行うに当たり、審議した結果を学長に意見として述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業に関すること

(2) 学位の授与に関すること

(3) 教育・研究の基本方針に関すること

(4) 教育課程及び履修方式に関すること

(5) 学生の指導、賞罰及び除籍に関すること

4 教授会は、前項各号に掲げるもののほか、学長及び学部長等（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議する。

5 教授会は、前項で審議した事項について、学長等の求めがあった場合、その結果を学長等に意見として述べることができる。

6 その他必要な事項は、別に定める。

第5節 学年、学期及び休業日

(学年)

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第12条 学年を原則として次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第13条 休業日は次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に定める日

(3) 本学の創立記念日

(4) 夏季休業

(5) 冬季休業

(6) 春季休業

2 学長は、必要がある場合は前項の休業日を変更すること及び臨時の休業日を定めることがで

きる。

- 3 学長は、特に必要があると認めるときは、休業日においても臨時の授業日を設けることができる。

第2章 学部通則

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第14条 学部の修業年限は、4年とする。

(最長在学年限)

第15条 学生は8年を超えて在学することができない。ただし、編入学、転入学、及び再入学した学生は、その者の在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第2節 入学

(入学の時期)

第16条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし学長が教育上支障が無いと認めるときは、学年の途中においても学期の始めとすることができる。

- 2 転入学及び再入学については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第17条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められ、18歳に達した者

(入学の出願)

第18条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

(入学者の選考)

第19条 入学者の選考は、学力試験及びその他の方法によりこれを行う。

(入学手続き及び入学許可)

第20条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書、身元保証書及びその他所定の書類を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(編入学・転入学・再入学)

第21条 前条に定めるもののほか、次の各号の一に該当する者で、本学への入学を志願する者があるときは、教育に支障の無い場合に限り、選考のうえ、教授会の議を経て学長は相当年次への入学を許可することができる。

(1) 大学を卒業した者又は退学した者

(2) 短期大学、高等専門学校を卒業した者

(3) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る）を修了した者

(4) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）附則第7条に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い、並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

第3節 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第22条 本学の授業科目の区分は、教養科目群、基礎科目群、共通科目群、専門基礎科目群、専門科目群とする。

(メディアを利用して行う授業)

第23条 メディアを利用して行う授業は、あらかじめ指定した日時にパソコンその他双方向の通信手段によって行う。

2 前項の授業を実施する授業科目については、別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第24条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究を行う。

- 2 前項の研修及び研究は学長が主管し、適切な組織をもって行う。
- 3 研修及び研究に関する詳細は、別に定める。

(単位計算方法)

第25条 授業科目の単位計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 教育上必要があるときは、講義及び演習については30時間の授業、実験・実習及び実技については45時間の授業をもって1単位とすることができる。
- (4) 1つの授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

第26条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

- 2 試験に関する規程は、別に定める。

(履修科目の登録の上限)

第27条 卒業の要件として履修する科目について、学生が各学期に登録することができる単位数の上限は学科ごとに定め、教授会の議を経て学長が決定する。

- 2 前項の上限を定める際は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修することができるよう配慮するものとする。

(他大学等における授業科目の履修等)

第28条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該他大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、教授会の議を経て学長は60単位を限度として卒業要件単位として認めることができる。

(大学等以外の教育施設における学修)

第29条 教育上有益と認めるときは、高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせ60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第30条 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修により習得した単位を含む）を、教授会の議を経て学長は本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、教授会の議を経て学長は単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて60単位を超えないものとする。

(本学以外での履修の許可)

第31条 本学学生にして、第28条及び第29条に定める本学以外の教育施設での授業科目の履修を希望する者は、教授会の議を経て学長の許可を得なければならない。

(本学以外で履修した科目及び単位の取り扱い)

第32条 本学以外で修得した科目及び単位の取り扱いに関する詳細は、別に定める。

(成績)

第33条 授業科目の試験の成績は、A+・A・B・C・Dの5種の評語をもって表し、C以上を合格とする。

(その他)

第34条 この節に定めるもののほか、授業科目の種類・単位数及び履修方法等の詳細については、別表2のとおりとする。

第4節 休学・転学・留学及び退学

(休学)

第35条 疾病その他特別の理由により2ヵ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病その他特別の理由により修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第36条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、学長の許可を得て1年を限度として休学期間を延長することができる。

2 休学期間は、通算して3年を超えることができない。

3 休学期間は、第14条の在学期間に算入しない。

4 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第37条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第38条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第14条に定める在学期間に含めることができる。

3 第28条に定める他大学における授業科目の履修等の規定は、外国の大学又は短期大学へ留学する場合に準用する。

(退学)

第39条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第40条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第15条に定める在学年限を超えた者
- (3) 第36条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (4) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者

第5節 卒業及び学位

(卒業)

第41条 本学に在学すべき年数以上在学し以下に定める所定の単位数を修得した者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

食料産業学部 食料産業学科

教養科目群・基礎科目群・共通科目群から80単位以上、

専門基礎科目群・専門科目群から48単位以上、合計128単位以上

2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(学位)

第42条 卒業した者は、学士の学位を授与する。

食料産業学部 食料産業学科 学士（食料産業学）

(資格の取得)

第43条 本学において取得することができる資格の種類は、別表3のとおりとする。

第6節 賞罰

(表彰)

第44条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て学長が表彰することができる。

(懲戒)

第45条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがない者

(2) 正当な理由がなくて出席が常でない者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第7節 厚生施設

(厚生施設)

第46条 本学に厚生施設を置く。

2 前項の厚生施設の運営等に関する規則は、別に定める。

第8節 研究生、科目等履修生、聴講生及び外国人留学生

(研究生)

第47条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、教育研究に支障の無い場合に限り、選考のうえ、教授会の議を経て学長が研究生として入学を許可することがある。

2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究期間は、1年とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

(科目等履修生)

第48条 本学の学生以外の者で、本学の一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、教育に支障の無い場合に限り、選考のうえ、教授会の議を経て学長が科目等履修生として入学を許可することがある。

(聴講生)

第49条 本学の学生以外の者で、本学の一又は複数の授業科目の聴講を志願する者があるときは、教育に支障の無い場合に限り、選考のうえ、教授会の議を経て学長が聴講生として入学を

許可することがある。

(外国人留学生)

第50条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、教授会の議を経て学長が外国人留学生として入学を許可することがある。

2 前項の外国人留学生に対しては、第22条に掲げるもののほか、日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。

(規定)

第51条 研究生、科目等履修生、聴講生及び外国人留学生に関する規則は、別に定める。

第9節 検定料、入学金、授業料他

(検定料、入学金、授業料他)

第52条 検定料、入学金、及び授業料の額は、別表4のとおりとする。

(授業料の納付)

第53条 授業料は、年額の2分の1ずつを次の2期に分けて納付しなければならない。

前期分 4月末日まで

後期分 10月末日まで

(復学等の場合の授業料)

第54条 前期又は後期の中途において、復学又は入学した者は、復学又は入学した月から当該期末までの授業料を復学又は入学した月に納付しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料)

第55条 学年の途中で卒業する見込みの者は卒業する見込みの月までの授業料を納付するものとする。

(退学及び停学の場合の授業料)

第56条 前期又は後期の中途で退学し又は除籍された者の該当期分の授業料は徴収する。

2 停学期間中の授業料は徴収する。

(休学の場合の授業料)

第57条 休学を許可され又は命ぜられた者については、休学した月の翌月から復学した月の前月までの授業料の3分の2を免除する。

(授業料の免除及び徴収の猶予)

第58条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認める場合又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は、授業料の全部もしくは一部を免除し、又は徴収を猶予することがある。

2 授業料の免除及び徴収の猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生及び科目等履修生等の授業料等)

第59条 研究生、科目等履修生及び聴講生の検定料及び授業料については、別に定める。

(納付した授業料等)

第60条 納付した検定料、入学金及び授業料は原則として返還しない。

第10節 奨学制度

(奨学制度)

第61条 奨学のため、諸種制度を設けることができる。

2 制度に関する詳細は、総務会の議を経て理事会が定める。

第11節 公開講座

(公開講座)

第62条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第12節 施設利用

(施設利用)

第63条 本学の施設は、本学の学生及び教職員が使用できる。ただし、一般市民に開放することもできる。

2 施設の使用、利用及び管理に関する規程は、別に定める。

第3章 改正及び細則

(改正)

第64条 本学則および本学における規程等は、合理的に必要な場合に改正することができる。

2 改正後の学則および規程等は、法令が定めるところにより個別の同意の如何にかかわらず効力を生じる。

3 本学則の改正は、総務会の議を経て学長が決定する。ただし、理事会に留保にされている事項の改正は、総務会の議を経て理事会が決定する。

(学部細則その他)

第65条 本学則施行についての細則その他必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和2年9月1日から施行する。
なおこの学則は、令和2年度以前の入学者についても適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
なおこの学則は、令和3年度以前の入学者についても適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
なおこの学則は、令和4年度以前の入学者についても適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和5年4月1日より施行する。
なおこの学則は、令和5年度以前の入学者についても適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和6年4月1日より施行する。
なおこの学則は、令和6年度以前の入学者についても適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 令和7年度以前に入学した者の検定料、入学金、授業料他は、この学則による改正後の学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。